


◎新潟県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、令和8年5月31日執行の新潟県知事選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、白色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

令和8年5月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

<p>こうほしゃしめい 候補者氏名</p>	
	<p>令和八年五月三十一日執行 新潟県知事選挙投票</p> <p>○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
<p>新 選 理 会 鴻 拳 委 之 県 管 員 印</p>	